

令和 7 年 10 月

「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」の正誤について

令和 3 年版国会報告※について、誤りがありましたので、お詫びして別紙の
おり訂正いたします。

※東日本大震災からの復興の状況に関する報告（令和 3 年 12 月 3 日閣議決定）

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（令和３年12月３日閣議決定）

正誤表

ページ	1 ページ 18行目
該当箇所	10 年間の復興の歩み ○ 経験したことのない複合的な大災害
誤	この震災により、 <u>11</u> 都道県で死者19,747名（震災関連死を含む。）を生じ、いまだに 6 県で2,556名の方が行方不明となっている（いずれも令和３年３月１日時点）。
正	この震災により、 <u>13</u> 都道県で死者19,747名（震災関連死を含む。）を生じ、いまだに 6 県で2,556名の方が行方不明となっている（いずれも令和３年３月１日時点）。

（※ 下線部は正誤箇所）

（1／4）

ページ	60ページ 18行目
該当箇所	Ⅱ 1 (5) ① (iii) プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援
誤	3 県における成約件数は、岩手県：78件、宮城県： <u>291</u> 件、福島県：73件（令和2年度から同3年9月末までの累積）。
正	3 県における成約件数は、岩手県：78件、宮城県： <u>290</u> 件、福島県：73件（令和2年度から同3年9月末までの累積）。

（※ 下線部は正誤箇所）

（2 / 4）

ページ	81ページ 4行目
該当箇所	II 2 (5) ①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組
誤	重点推進計画の記載内容は、令和3年4月 <u>6</u> 日に内閣総理大臣により認定を行った福島復興再生計画に統合された。
正	重点推進計画の記載内容は、令和3年4月 <u>9</u> 日に内閣総理大臣により認定を行った福島復興再生計画に統合された。

(※ 下線部は正誤箇所)

(3 / 4)

ページ

97ページ

該当箇所

<参考：復興推進計画の認定状況>（令和2年10月1日～同3年9月30日）

誤

宮城県	R2.11.2	岩沼市	金融上の特例（利子補給金の支給）	レトルト食品製造工場製造ラインの増設が促進される。
	R2.11.2	富谷市	金融上の特例（利子補給金の支給）	ダイヤライザー用金型製造工場の新設が促進される。
	R2.11.2	多賀城市	金融上の特例（利子補給金の支給）	L I M E X 開発・製造工場の新設が促進される。
	R3.2.12	多賀城市	金融上の特例（利子補給金の支給）	物流センターの新設が促進される。
	R3.3.26 変更認定	宮城県・ 10市町	応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設宿舍等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	R3.3.26 変更認定	石巻市	応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公益的施設、仮設宿舍等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	R3.4.1 変更認定	宮城県・ 34市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	R3.4.1 変更認定	仙台市	産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
R3.4.1 変更認定	塩竈市	産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される。	

正

宮城県	R2.11.2	岩沼市	金融上の特例（利子補給金の支給）	レトルト食品製造工場製造ラインの増設が促進される。
	R2.11.2	富谷市	金融上の特例（利子補給金の支給）	ダイヤライザー用金型製造工場の新設が促進される。
	R2.11.2	多賀城市	金融上の特例（利子補給金の支給）	L I M E X 開発・製造工場の新設が促進される。
	R3.2.12	大衡村	金融上の特例（利子補給金の支給）	物流センターの新設が促進される。
	R3.3.26 変更認定	宮城県・ 10市町	応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設宿舍等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	R3.3.26 変更認定	石巻市	応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公益的施設、仮設宿舍等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	R3.4.1 変更認定	宮城県・ 34市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	R3.4.1 変更認定	仙台市	産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
R3.4.1 変更認定	塩竈市	産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される。	

（※ 赤枠内は正誤箇所）

（4 / 4）